

3 森山下地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ		エ	オ	カ		キ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	建築物の容積率		建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度			外壁等の面からの距離	適用除外の建築物等	
住宅地区 (A)	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 住宅で診療所の用途を兼ねるもの（入院施設のあるものを除く。） 3 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち、建築基準法施行令第130条の3に規定するもの 4 共同住宅、寄宿舎又は下宿 5 都市計画道路秋3・3・4号線に接する敷地における建築物で次に掲げるもの ① 保育園、託児所又は幼稚園 ② 巡査派出所、公衆電話所又は郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設 ③ 2階以下の部分が事務所、銀行、飲食店、物品販売業又はマーケットの用に供	—	—	—	130平方メートル	当該敷地が接する道路境界線までの距離1メートル、隣地境界線までの距離0.5メートル	外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの	1 生垣 2 透視可能なフェンス等で、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの

	<p>するもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えないもの</p> <p>6 前各号の建築物に附属するもの</p>							
住宅地区(B)	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で診療所の用途を兼ねるもの（入院施設のあるものを除く。）</p> <p>3 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>4 前3号の建築物に附属するもの</p>	—	—	—	130平方メートル	<p>当該敷地が接する道路境界線までの距離1メートル、隣地境界線までの距離0.5メートル</p>	<p>外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>	<p>1 生垣</p> <p>2 透視可能なフェンス等で、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの</p>